

## 船舶事故調査報告書

令和元年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成31年4月17日 15時ごろ）
発生場所	不明（福岡県福岡市西浦 <sup>にしのうら</sup> 埼南西方沖）
事故の概要	漁船 <sup>ふくせい</sup> 福成丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福成丸、1.91トン FO3-32742（漁船登録番号）、個人所有 7.40m (Lr) × 1.90m × 0.62m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和57年3月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月30日 免許証交付日 平成28年3月3日 (令和4年2月25日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東～北北西、風力 2～3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期～中央期、水温 約16℃
事故の経過	船長は、平成31年4月17日、自宅で昼食をとった後、操業の目的で自宅を出発した。 船長の家族は、ふだんであれば、操業を終えて16時から17時ごろまでの間に帰宅する船長が帰宅せず、携帯電話に連絡しても電源が入っていないか電波が届かない状態であったので、18時前、船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に船長が帰宅しないことを連絡した。 本件組合の担当者は、西浦漁港に向けて帰航中の本件組合の所属漁船に、本船の漁場付近である西浦埼付近の様子を確認するよう依頼し、18時00分ごろ同漁船の船長から西浦埼南西方沖で本船を発見したものの、船内は無人で周囲に船長の姿が見当たらないとの連絡を

	<p>受け、本件組合の所属漁船約20隻に船長の捜索を依頼するとともに、18時50分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁及び消防のほか、潜水士及び近隣の漁業協同組合の所属漁船が20日まで付近海域を捜索して発見されなかったものの、令和元年5月2日08時50分ごろ、福岡市玄界島北東方沖を航行中の遊漁船により、うつ伏せの状態で見えているところを発見され、通報を受けて現場に到着した巡視艇により揚収された。</p> <p>船長は、解剖の結果、4月17日溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の漁場は、陸岸から約500mで、西浦漁港付近から西浦埼付近にかけての距離が約1海里(M)の海域であった。</p> <p>本船は、ふだん、船長が1人で乗り組んで建網漁に従事し、15時ごろに出港して漁場で約1時間網を入れたのち帰港し、翌朝再び漁場に赴き、揚網して魚介類を捕獲するもので、網入れ時は後部甲板で手作業により、また、揚網時は前部甲板の揚網機を使用するものであった。</p> <p>本船は、発見されたとき、主機を中立運転としており、海中に入った網に付属しているロープがプロペラに絡まった状態であり、他船との衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>本事故前、本船が出港するところ及び船長が操業しているところを目撃した者はいなかった。</p> <p>本船は、後部甲板船尾部のブルワーク上面に設置した竹筒までの甲板上高さが約40cmで、海面から同竹筒までの高さが約75cmであった。</p> <p>船長は、ふだん、固形式の救命胴衣を着用して操業していたが、玄界島北東方沖で発見された際は、救命胴衣を着用していない状態であった。</p> <p>船長がふだん使用していた救命胴衣及び携帯電話は、船内に残っておらず、また、発見されていない。</p> <p>(写真2 本船の後部甲板の状況、写真3 本船のプロペラ及び舵付近の状況 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が自宅で昼食をとった後に操業の目的で自宅を出発していること、ふだんの出港時刻が15時ごろであること、及びふだんの漁場付近である西浦埼西方沖において4月17日18時00分ごろ無人の状態で見られたことから、4月17日15時ごろ網を入れる</p>

	<p>目的で出港した後、船長が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態で見つされたとき、主機を中立運転としており、海中に入った網に付属しているロープがプロペラに絡まった状態であったことから、本事故時、船長が、操業中、プロペラにロープが絡まり、同ロープを解こうと後部甲板のブルワークから身を乗り出したところ、誤って落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、西浦崎南西方沖において操業中、船長が落水して溺水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中、ロープなどがプロペラに絡まって容易に解けない場合は、無理をして絡まりを解こうとせず、僚船や漁業協同組合などに救援を要請すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

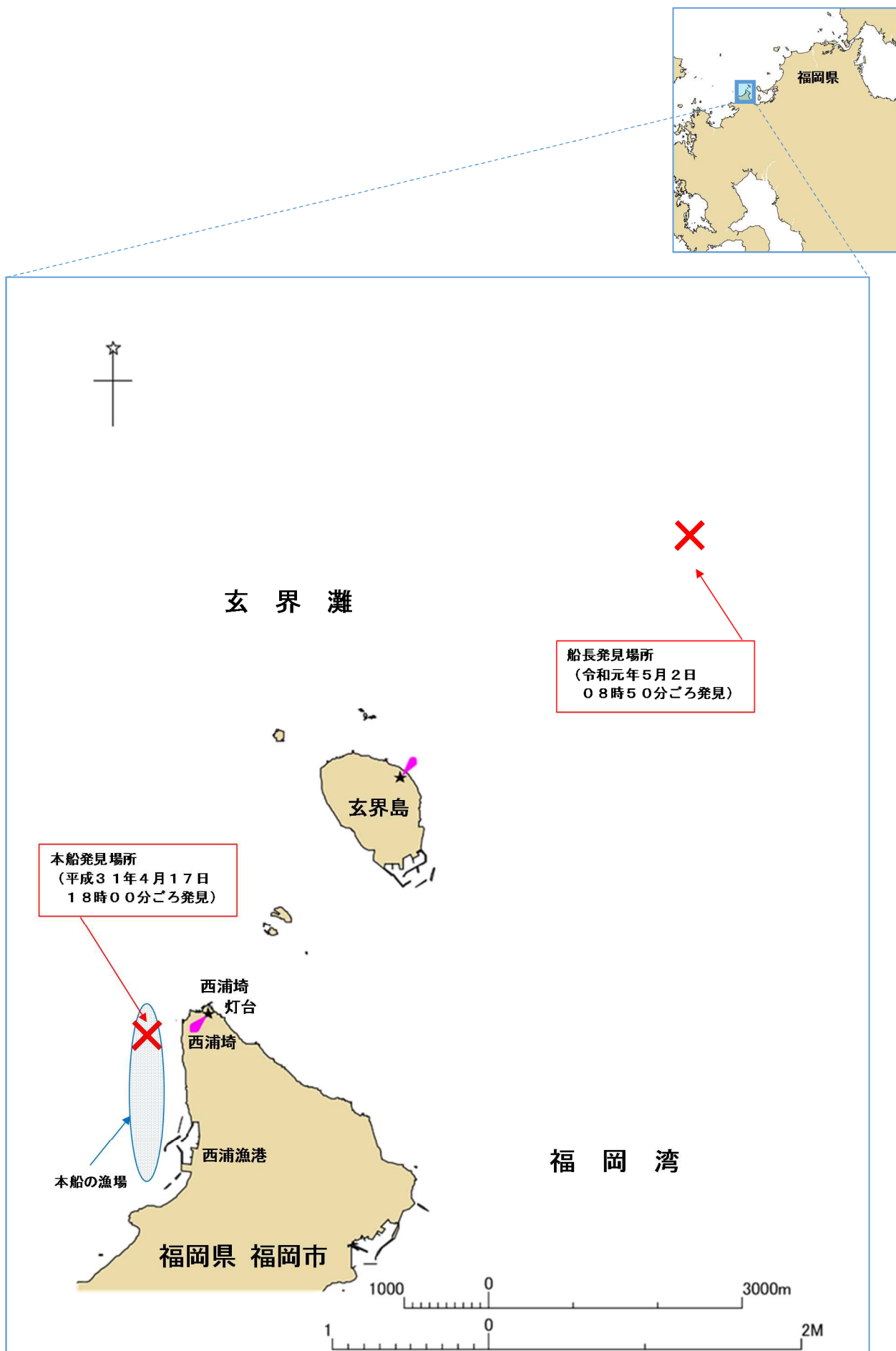


写真1 本船



写真2 本船の後部甲板の状況



写真3 本船のプロペラ及び舵付近の状況

